

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による
揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の「令和7年度札幌市内における外壁塗材等調査業務」に係る指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

1 入札公告の揭示日
令和7年8月22日

2 発注者
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター所長 五十嵐 和晃
札幌市中央区北3条西3丁目1番地

3 業務概要

- (1) 業務名
令和7年度札幌市内における外壁塗材等調査業務
- (2) 履行場所
北海道札幌市
- (3) 業務内容
北海道地区における団地住棟の外壁等に使用されている塗材に係る定性分析調査、定量分析調査。
- (4) 業務の詳細
別途交付する仕様書のとおり。
仕様書については、本業務の競争参加希望者に対し、令和7年8月22日(金)から令和7年9月5日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から1時の間は除く)以下の場所で交付することとする。
なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日の2営業日前までに下記まで連絡の上、記名押印した別紙1「秘密保持に関する確認書」を持参し、来訪すること。
〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル2階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター 事業計画課
電話 011-223-3674
- (5) 履行期間
契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

4 指名されるために必要な要件

- (1) 次の①から⑥に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
 - ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
 - ② 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。また、本業務の入札に参加する者（定期受付の申請者は除く。）は、競争参加資格申請期間中に認定の申請を行い、開札日までに当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 参加表明書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件

業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、所長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ⑤ 本店又は最寄りの支店・営業所が北海道に所在すること。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)
- (2) 平成27年度以降(平成27年4月1日から確認申請書提出期限まで)において公的機関(国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社)が発注し完了した業務において、「JIS-A-1481-1」による実績(再委託実績を含む)を1件以上有する者であること。また、契約書及びコリンズ又はテクリス登録の写しを添付すること。(再委託含む)
- (3) 次の①から③に掲げる基準を満たす予定現場代理人を当該業務に配置できること。
- ① 予定現場代理人は以下のいずれかの資格要件を満たすものであること。
 - ・令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、試料採取時点においても引き続き同協会に登録されている者
 - ・「建築物石綿含有建材調査者講習録規程」(厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号H30.10.23)に基づく「特定建築物石綿含有建材調査者」もしくは「一般建築物石綿含有建材調査者」
 - ② 予定現場代理人は、平成27年度以降に受注し完了した、上記4(2)に示す業務に従事した実績を1件以上有すること。(再委託含む)
 - ③ 予定現場代理人は申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係がある者であること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。
- (4) 入札参加者を選定するための基準
- 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第356条に規定する別に定める競争参加者の指名基準による。なお、同基準中の「当該業務についての技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

【入札参加者を選定するための評価基準】

「競争参加者の指名基準」中の「当該業務についての技術的適性」については、次表により評価して選定する。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
	判断基準			
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	参加資格認定状況等	独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。	資格要件を満たさない場合選定しない。
			当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。また、本業務の入札に参加する者（定期受付の申請者は除く。）は、競争参加資格申請期間中に認定の申請を行い、開札日までに当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。	
			当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けている期間中の者でないこと。	
			会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。	
			暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。	
	迅速性	所在地等の営業拠点	本店又は最寄りの支店・営業所が北海道に所在するものであること。	
	成果の確実性		平成 27 年度以降に公的機関（国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社）が発注し完了した業務において、「JIS-A-1481-1」による実績（再委託実績を含む）を1件以上有する者であること。また、契約書及びコリンズ又はテクリス登録の写しを添付すること。（再委託含む）	
配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係がある者について、以下のいずれかの資格又は経験を有するものとする。 ①「建築物石綿含有建材調査者講習録規程」（厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号 H30. 10. 23）に基づく「特定建築物石綿含有建材調査者」もしくは「一般建築物石綿含有建材調査者」 ②令和 5 年 9 月 30 日までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、試料採取時点においても引き続き同協会に登録されている者	資格要件を満たさない場合選定しない。
	成果の確実性		予定現場代理人は、平成 27 年度以降に受注し完了した、「参加表明者（企業）の経験及び能力」における「成果の確実性」に示す業務に従事した実績を 1 件以上有すること。（再委託含む）	実績がない場合選定しない。

5 担当部署等

(1) 参加表明書及び仕様書に関する事項

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地札幌北三条ビル2階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター事業計画課
電話011-223-3674

(2) 入札及び契約に関する事項

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地札幌北三条ビル2階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター企画課
電話011-223-3696

6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書及び資料を提出しなければならない。所長は、参加表明書及び資料を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。上記4(1)②の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)①、③から⑥、(2)及び(3)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(1)②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(1)②に掲げる事項を満たしていなければならない。この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

提出期間：令和7年8月22日(金)から令和7年8月29日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)

申請方法：当機構HPを参照「<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>」

問合せ先：上記5(2)に同じ。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 参加表明書及び資料の提出期間、提出方法及び提出場所

提出期間：令和7年8月22日(金)から令和7年9月5日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)

提出方法：内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の2営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。

提出場所：上記5(1)に提出する。

(3) 参加表明書は、様式-1により作成すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年9月11日(木)までに通知(発送)する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 所長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- ④ 提出期限日以降の申請書の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は、上記5(1)に同じ。

7 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を令和7年9月11日(木)にて通知(発送)する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、所長に対して非指名理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ① 提出期限: 指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)後の午後4時
 - ② 提出場所: 上記5(1)に同じ。
 - ③ 提出方法: 書面(様式は自由)を持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (3) 所長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 提出期間 : 令和7年8月22日(金)から令和7年9月17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。
 - ② 提出方法 : 書面を提出場所に持参するものとし、電送によるものは受け付けない。
 - ③ 提出場所 : 上記5(1)に同じ。
- (2) 上記8(1)の質問に対する回答書は、下記の閲覧場所にて閲覧すること。
 - ① 期 間 : 令和7年9月22日(月)から令和7年9月29日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(閲覧場所の場合は、正午から午後1時までの間は除く。)
 - ② 閲覧場所 : 上記5(1)に同じ。

9 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札日時及び入札書の提出方法
 - 入札日時 : 令和7年9月29日(月) 午前10時から午後4時まで
 - 提出方法 : 上記5(2)への持参又は当日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。
電送によるものは受け付けない。
- (2) 開札の日時及び場所
 - 開札時間 : 令和7年9月30日(火) 午前10時00分(予定)
 - 開札場所 :
〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番地札幌北三条ビル2階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 北海道エリア経営センター

10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、上記5(2)への持参又は当日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13 開札

入札者又はその代理人は開札時の立会いは不要とする。ただし、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

14 入札の無効

掲示文兼入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札(見積)心得書(当機構のホームページよりダウンロードすること)において示した入札等に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、所長により指名された者であっても、開札の時に上記4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、速やかにくじ引きにより落札者を1者決定する。

16 手続における交渉の有無 無

17 契約書作成の要否等

業務請負契約書案(機構ホームページの「入札・契約情報」に記載)により、業務請負契約書を作成するものとする。

18 支払条件 前払い30%以内及び完了払

19 火災保険付保の要否 否

20 関連情報を入手するための照会窓口
上記5(1)に同じ

21 業務の詳細な説明
別に配布する仕様書による。

22 その他

- (1) 本業務の積算に当たっては、令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価を適用している。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得(電子入札用の入札心得を含む。)及び契約書案を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 当機構が取得した文書(例:競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

- 1) 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

- 2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (6) 第1回目の入札が不落となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (7) 本業務は業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。また、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (8) 落札者(再委託等をさせる場合は再委託者等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について、を参照)を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。再委託等をさせる場合は、落札者は再委託者等に対しても同等の措置をとらせなければならない。
- (9) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

以 上

(様式－1)

(用紙A4)

本競争に必要な「調査」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり							
☐ 令和7・8年度の受付(定期または随時)しているか							
☐ 令和7・8年度を登録済みであるか⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載							
登録番号							
参加表明書							
年 月 日							
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部							
北海道エリア経営センター所長 五十嵐 和晃 殿							
住 所							
商号又は名称							
代表者氏名							
令和7年8月22日付けで手続開始の公示のありました令和7年度札幌市内における 外壁塗材等調査業務に係る指名競争に参加を希望します。							
なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再 生機構達第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容 については事実と相違ないことを誓約します。							

注) 様式-1から様式-4まで及び契約書の写しを提出してください。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた
所定の料金(460円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

(様式－2)

営業拠点等の所在地

項目	内 容
本社・支店・ 営業所等の 区分	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
代表者氏名 (役職)	

※営業拠点等であることを証明する書類(法人登記事項証明書、営業証明書等の写し)を添付

以 上

(様式－3)

平成 27 年度以降に受注し完了した業務実績(企業)

業務名	
TECRIS 登録番号	
発注機関	
契約金額	
履行期間	
業務概要	

※業務概要には、揭示文兼入札説明書4(2)に掲げる要件を満たす業務を1件記載するとともに、記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること

(様式－4)

予定現場代理人の実績等

氏名		
所属・役職		
保有資格・ 取得年月日		
業 務 経 歴	業務名 (TECRIS 登 録番号)	
	業務概要	
	契約金額	
	履行期間	
	業務概要	

※雇用関係を確認するため、健康保険証等の写しを添付すること。

※揭示文兼入札説明書4(3)①の資格を証明する書類の写しを添付すること。

※業務概要には、揭示文兼入札説明書4(3)②に掲げる要件を満たす業務を1件記載するとともに、記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
北海道エリア経営センター所長 五十嵐 和晃 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

機密保持に関する確認書

当社は、「令和7年度札幌市内における外壁塗材等調査業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料(以下「秘密情報」といいます。)について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は秘密情報を本件業務参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
 - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
 - ロ 本件調査のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件調査に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
 - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
 - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
 - ハ 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) — — fax) — —

※本書面の提出にあたっては、印鑑証明書(提出日の3か月以内発行)を添付すること

